基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年五月二十二日

北海道虻田郡ニセコ町字元町四三六番地二
株式会社ルビシアホールディングス
代表取締役　水口　博喜

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十二日

群馬県高崎市菅谷町二〇番地一七〇
群馬コープ観光株式会社
代表取締役　小林　勝市

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十二日

東京都足立区谷在家三丁目一〇番六号
フィブロ製薬株式会社
代表取締役　今村　年美

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十二日

東京都大田区西糀谷三丁目三五番一二号
鳴島工業株式会社
代表取締役　鳴島　清恵

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十二日

東京都大田区西糀谷三丁目三五番一二号
東京工業株式会社
代表取締役　鳴島　清恵

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千二百万円減少し、十三億八千七百五十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年六月二十五日です。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年五月八日付官報の号外第百二号百六十六頁に掲載されています。

令和七年五月二十二日

東京都中央区新川二丁目二七番一号
城南島施設開発特定目的会社
取締役　在原　博

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十月十八日
掲載頁　二頁

令和七年五月二十二日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社ロータスプロパティーズ
取締役　赤津　忠祐

債権申出の公告（第二回）

当社は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

東京都足立区千住東一丁目三一番一〇号
ＡＬＳＯＫ関東デリバリー株式会社
規約型確定給付企業年金清算人　深野　智之

訂正公告

令和七年四月十五日（号外第八十五号）掲載の株式会社ＦＰＧリアルエステートに係る第十三期決算公告（枠組）中、「（令和６年９月30日現在）」とあるは「（令和６年12月31日現在）」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月二十二日

扱　店

取消公告

令和六年五月三十日（号外第一三〇号）掲載の第八期決算公告（枠組）及び第九期決算公告（枠組）は取消します。

令和七年五月二十二日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア一一階
ＤａｔａＲｏｂｏｔ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　アンジェラ・サリバン

取消公告

令和七年二月二十五日（号外第三十六号）掲載の解散公告は取消します。

令和七年五月二十二日

愛知県知多郡美浜町大字奥田字松中四四Ｃ
ｏｍｏｄｏ　Ｍｉｈａｍａ一〇九号室
ＧＡＮＧＡＮ株式会社
代表取締役　山本　弘信

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成十四年四月一日（号外第六十七号）海上保安庁告示第百五号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
三六三	二	終りから二三	二三―二四―二三―二四―三一	二三―二四―二三―二四―三三
平成二十五年三月七日海上保安庁告示第五十七号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
八一二	二	～四	地上から構造物の頂部まで一五メートル　平均水面上から灯火まで二一メートル	地上から構造物の頂部まで一四メートル　平均水面上から灯火まで二二メートル
令和三年八月五日（号外第百八十一号）海上保安庁告示第三十一号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
一八	四	終りから一四	伊良湖岬	伊良湖
令和六年七月五日海上保安庁告示第三十六号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
五一		終りから四	緑色	白色
令和六年八月二十七日海上保安庁告示第四十一号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				

五ページ二段一行目「消灯」は「欠射」の誤り。

同ページ四段終りから二二行目の次に次を加える。

平均水面上から灯火まで二三メートル

六ページ一段七行目の次に次を加える。

変更した事項　一時撤去中のところ復旧

変更年月日　令和六年七月十八日

同ページ四段終りから一一行目「一時変更中」は「一時光度等変更中」の誤り。